

講義 6：サル対策を効果的に進めるための行政（都府県・市町村）の役割

特定非営利活動法人 里地里山問題研究所

代表理事 鈴木克哉

HP: <http://satomon.jp/> Mail: info@satomon.jp

1. ニホンザルの管理の考え方（群れ管理の必要性）

- ① 行動圏を持ち、群れによって特性（個体数・加害程度）が異なるため、群れごとの管理（群れ管理）が必要
- ② 個体数管理と被害管理の組み合わせが重要
- ③ 役割分担に応じた主体間の連携が必要

2. サル対策の効果的な進め方（要点）

捕獲計画（方針と実績）を明示しながら、住民主体の対策を支援する

3. 捕獲計画（方針）の立て方

- ① まず現況把握。大まかな把握からはじめて段階的に進める
- ② 優先的に対応が必要な群れには、発信機を装着して、行動域・個体数・加害レベルの把握
- ③ 個体数・加害レベルに応じた個体数管理手法（群れ捕獲、部分捕獲、選択捕獲）を検討する（目的・根拠を明確に）
- ④ 捕獲の成果は「見える化」する

4. 住民主体の対策の推進のために

- ① 住民への普及計画を策定する
 1. 研修会は6W1Hで考える
 2. 代表者向け研修会で伝えるべきことは4つ
 - （ア）役割分担（行政が何をするか）
 - （イ）捕獲方針・実績（見える化）
 - （ウ）守るための具体的な技術
 - （エ）住民対策の支援メニュー
 3. 確実に農地を守る方法を実証する（モデル圃場） → 2.（ウ）で紹介
 4. 集落を守る方法を2パターン実証する（モデル集落） → 2.（ウ）で紹介
 - （ア）餌資源の低減によるモデル
 - （イ）組織的な追い払いモデル
 5. 希望集落への出前指導で地域条件・出没状況をふまえた提案を → 2.（エ）で募集
 6. 補助事業は集落をまとめる「手段」として用意する → 2.（エ）で紹介
- ② 群れ位置情報を共有するシステムを考える → 2.（エ）で紹介
- ③ 集落間連携の促進、広域連携を考える

5. さいごに

- ① 対策もPDCAで進める
- ② 特措法の交付金、民間業者を効果的に活用する



さとものメルマガ会員（無料）募集中

※獣害対策に取り組む地域向けに獣害対策お役立ち情報の発信を始めます。
さともん HP から登録または info@satomon.jp までご連絡ください。

2016年10月17日

特定鳥獣の保護・管理に係る研修会（上級編二ホンザル）

講義 6

サル対策を効果的に進めるための 行政（都府県・市町村）の役割

特定非営利活動法人
里地里山問題研究所（さともん）



代表理事 鈴木克哉

<http://satomon.jp/>
info@satomon.jp

ニホンザルの管理：役割分担に応じた主体間の連携が必要

地域個体群-Scale

都府県

- 1) 地域個体群管理のグランドデザイン（特定鳥獣保護・管理計画）
- 2) モニタリング
- 3) 広域連携の促進
- 4) 人材育成

群れ-Scale

市町村

- 1) 計画的な個体数管理
- 2) 集落主体の対策推進

集落-Scale

集落住民が協力的に

- 1) 追い払い
- 2) 工サ量の低減

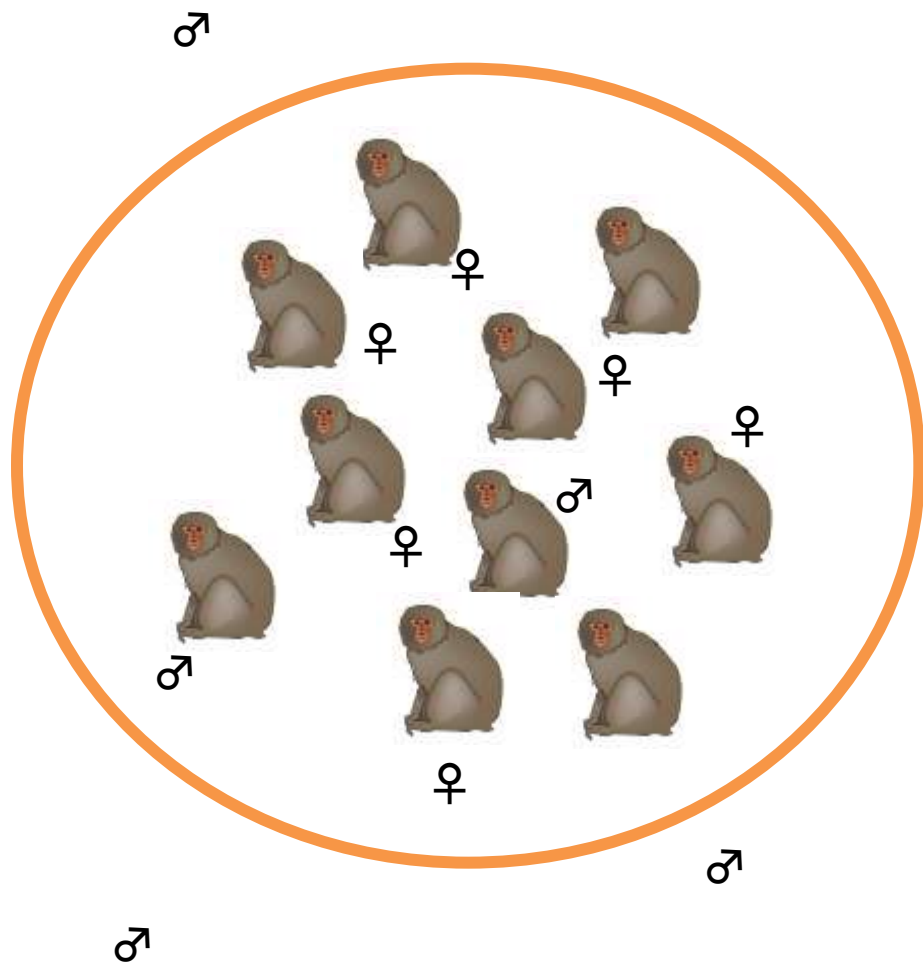


農地-Scale

個人＝個々の農地



サルは群れをつくる

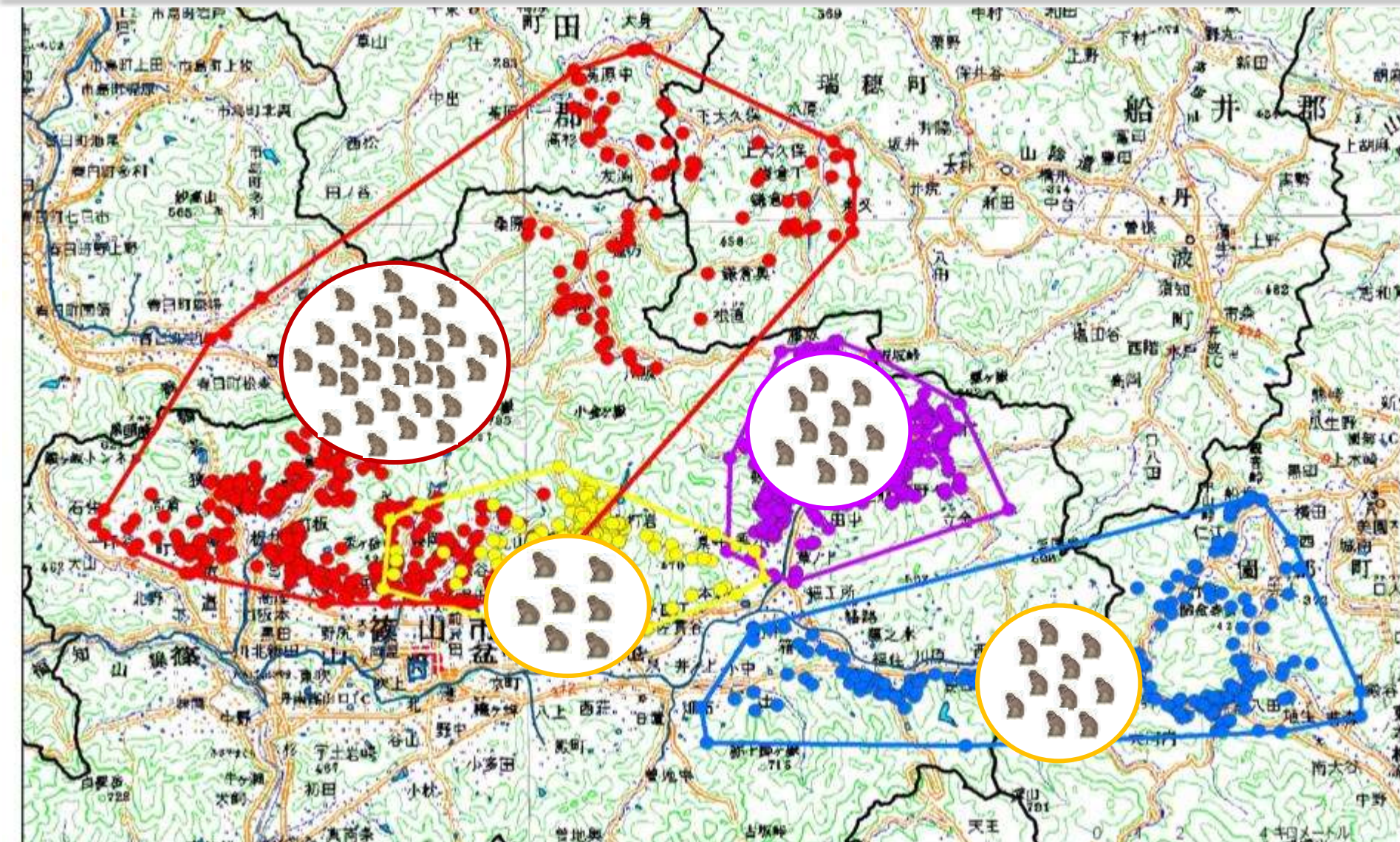


○昼行性

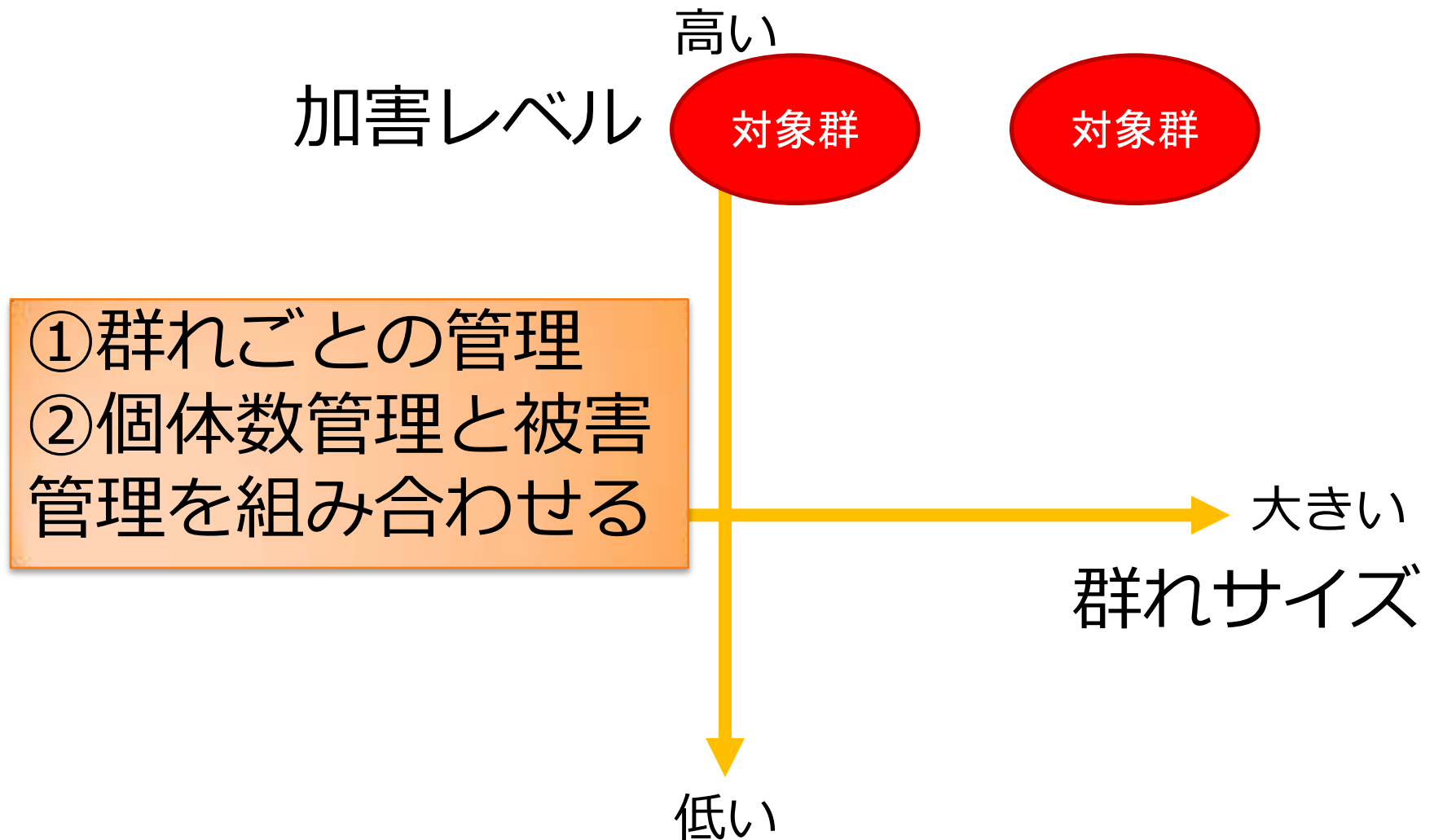
○群れを作る

- 母系社会（オスは移出、メスは定住）
- 行動圏を持つ
- 群れサイズ：平均40頭（10～100頭を超える群れも）
- 群れにより特性が異なる

群れには行動圏があり、行動圏内にある集落を巡回している（被害を出している群れが特定できる）



群れにより特性が異なる



サル管理の効果的な進め方

1. 捕獲計画（方針）と実績を明示しながら
2. 住民主体の対策を支援する

サルの捕獲（個体数管理）

目的・根拠を明確に

ニホンザルの個体数管理 ～最新の考え方（もう一度）～

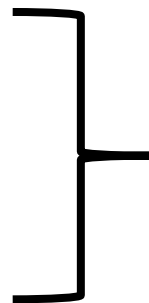
- ① 群れを特定し、群れの状況（個体数・加害レベル）に応じた手法選択
- ② 被害管理との組み合わせが不可欠

群れの全体捕獲

群れの排除

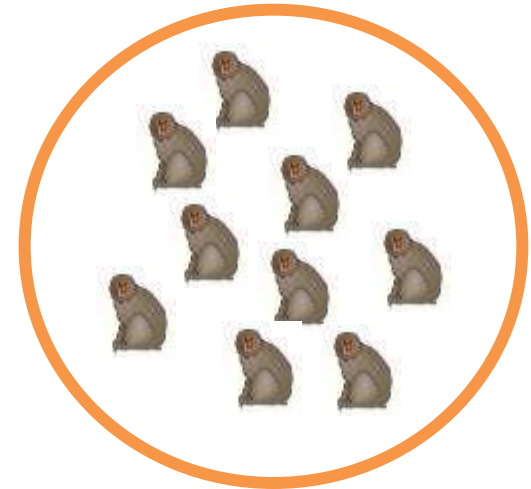
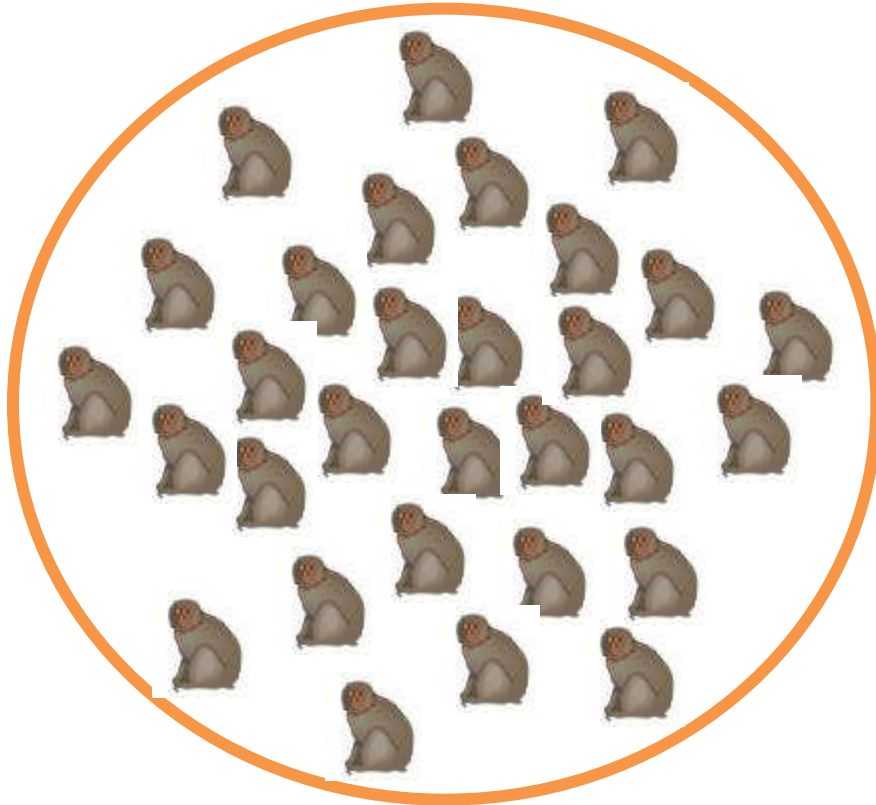
群れの部分捕獲

選択捕獲

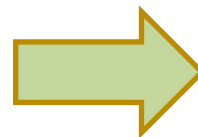


群れの存続を前提
被害管理との組み合わせ

群れの分裂を防止し被害管理の効果が出やすいサイズに管理



- 一度の被害が甚大
- 追い払いの労力が増す
- 分裂する可能性



適正なサイズ
(30～50頭) で管理

現況把握に基づく計画を (何を把握すればよいか)

1. 生息状況

何群いるか？ それぞれの群れの

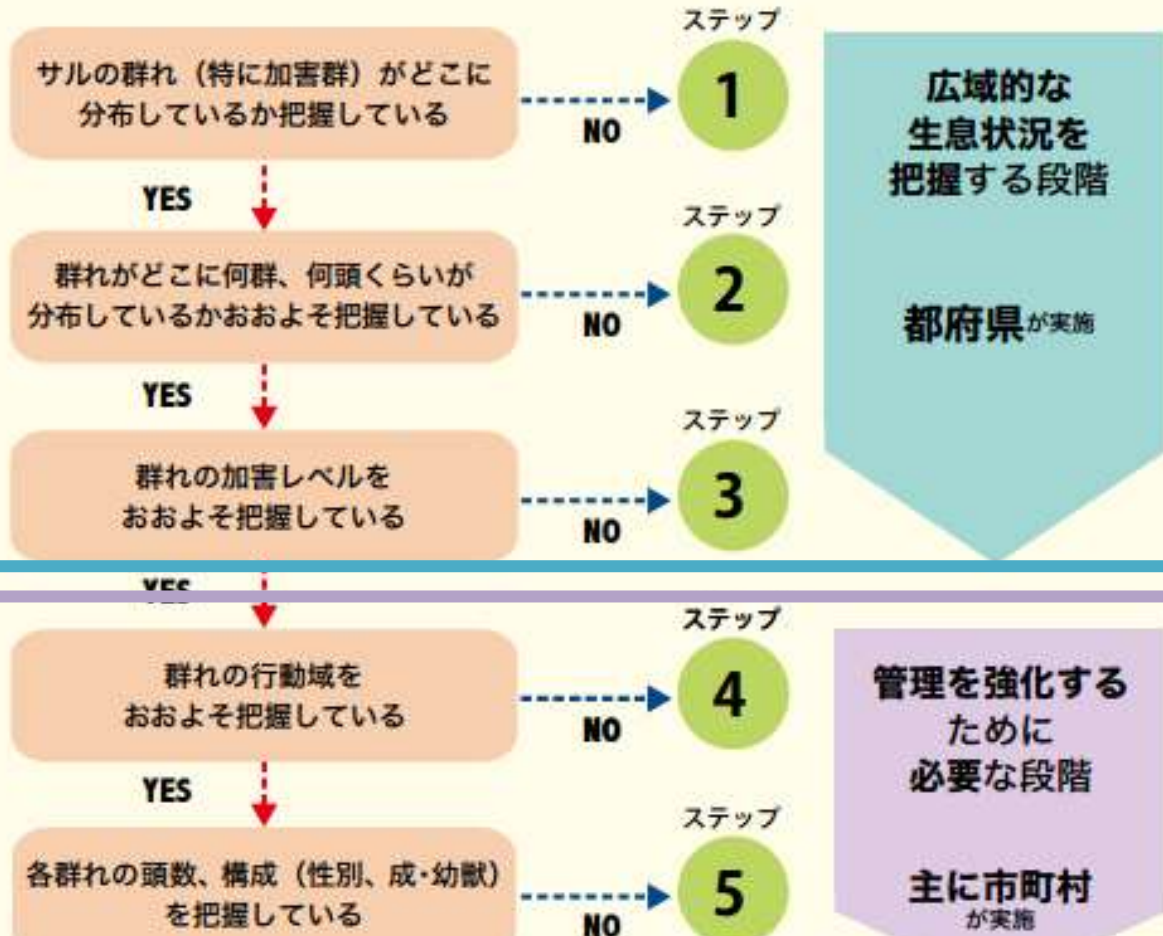
①行動域、②個体数、③加害レベル

2. 被害状況

被害時期、被害作物の種類、被害量
、被害発生範囲（集落）、生活被害
・人身被害の有無・程度

大まかな情報収集（住民情報等）からはじめて、管理 を強化すべき群れを選定する（第1段階）。

生息状況の把握程度



保護・管理計画の策定/評価のためのモニタリング（都府県）：
アンケート調査・出没カレンダー調査

管理を強化しなければならない群れに対するモニタリング（市町村）：
発信機の装着

優先的に対応が必要な群れに対しては、
発信機を装着して行動域や**個体数**・詳細な
加害レベルの把握をすすめる（第2段階）

A群（91頭：加害レベル**高**）

E群（9頭：加害レベル**低**）

C群（36頭：加害レベル**高**）

D群（43頭：加害レベル**高**）

B群（42頭：加害レベル**高**）



加害レベルの判定をすすめて対策の優先順位を (生息場所、出没頻度、出没規模、被害内容から総合的に判定)

レベル0：サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。

レベル1：サルの群れは人里近くに生息しており、集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。

レベル2：サルの群れは人里近くに生息しており、出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。

レベル3：サルの群れは集落付近に生息しており、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。

レベル4：サルの群れは集落付近に生息しており、群れ全体が通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。

レベル5：サルの群れは集落付近に生息しており、群れ全体で通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害対策の効果が少ない。

優先的に対応が必要な群れを選定

加害レベル判定は難しくない (環境省基準を参考に)

表Ⅱ-1-1 加害レベル判定表

ポイント	出没頻度	平均的な出没規模	人への反応	集落への加害状況	生活被害
0	山奥にいるためみかけない	群れは山から出てこない	遠くにいても、 人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかけるときがある	2、3頭程度 of 出没が多い	遠くにいても、 人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落 がある	宅地周辺でみかける
2	通年、週に1回程度 どこかの集落でみかける	10頭未満の出没が多い	遠くにいる場合逃げないが、 20m以内までは近づけない	大きな被害を受けている集落が ある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2、3回近く どこかの集落でみかける	10～20頭程度 of 出没が多い	群れの中に、20mまで近づいても 逃げないサルがいる	甚大な被害を受けている集落 がある	器物を損壊する
4	通年、ほぼ毎日 どこかの集落でみかける	20頭以上の出没が多い	追い払っても逃げない、または 人に近づいて威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落 が3集落以上ある	住居侵入が常態化

それぞれの項目の判定は、①現地調査、②アンケート調査、③専門家または行政担当者によるチェックのいずれか、あるいは複数の方法によって行う。部分捕獲や群れ捕獲の対象群等については、①あるいは②の手法による客観的な評価に基づいて加害レベルを判定することが望ましい。

表Ⅱ-1-2 加害レベル

加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1-2
2	3-7
3	8-12
4	13-17
5	18-20

人馴れ・生活被害
も含めた評価

環境省 平成27年度 特
定計画ガイドラインより

加害レベルの判定に基づく計画策定

加害レベル別にみた
群れの状況のイメージ

レベル
Level

0



サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。

レベル
Level

1



サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。

レベル
Level

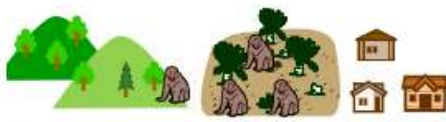
2



サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。

レベル
Level

3



サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。

レベル
Level

4



サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。

レベル
Level

5



サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

群れサイズ
個体数



生息状況
孤立or連続



捕獲オプションを選択

- ・ 群れ捕獲
- ・ 部分捕獲
- ・ 選択捕獲



群れの加害レベルの具体的な判定方法は、ガイドラインの21ページを参照してください。

環境省 平成27年度 特定計画ガイドライン概要
パンフレットより

捕獲方針を定める

(例：篠山市2013年当時)

(現在の兵庫県の計画では全体捕獲は実施しない)

A群 (91頭：加害レベル高)

「部分捕獲」で
約40頭に

D群 (43頭：加害レベル高)

「選択捕獲」
(問題個体やオス)

E群 (9頭：加害レベル低)

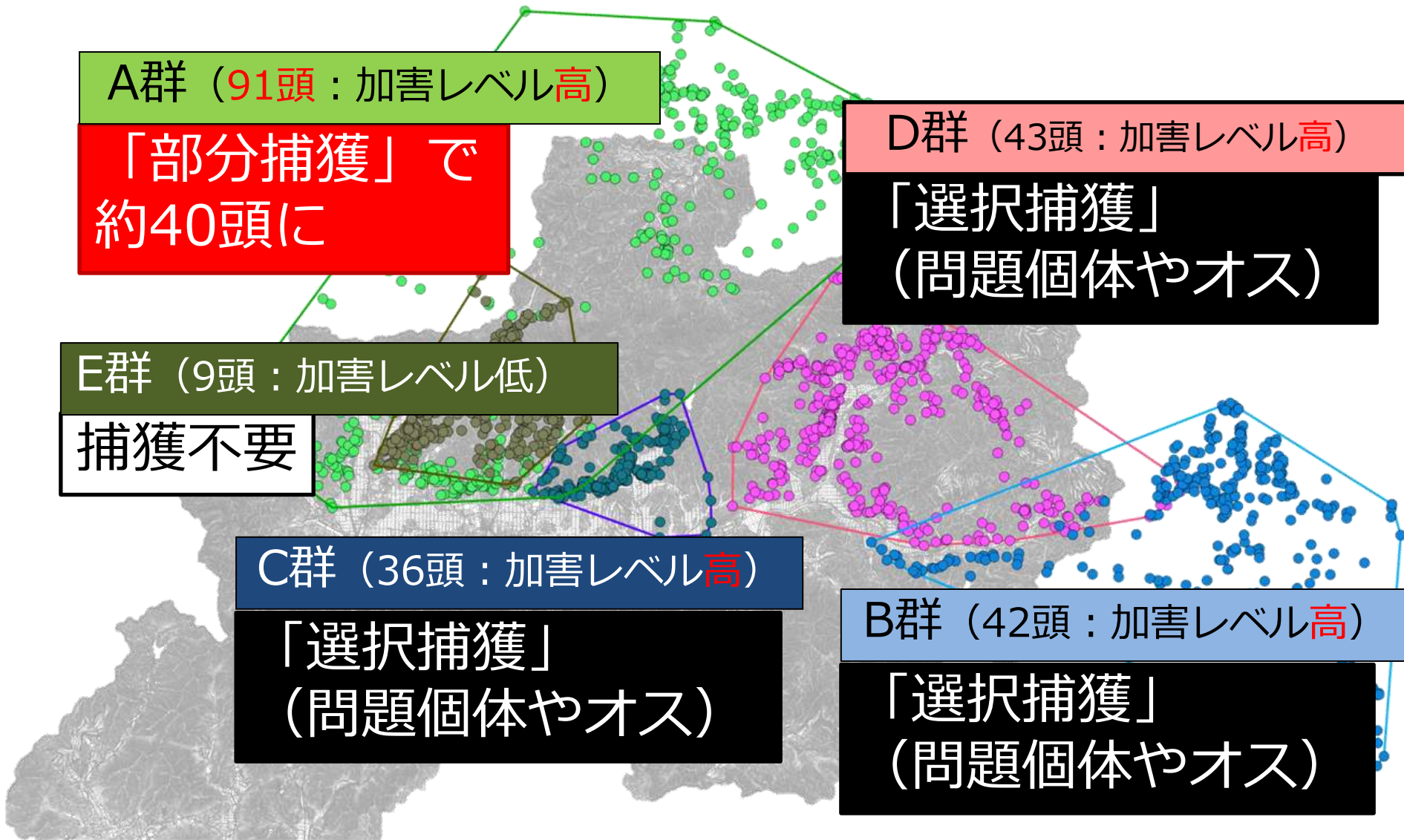
捕獲不要

C群 (36頭：加害レベル高)

「選択捕獲」
(問題個体やオス)

B群 (42頭：加害レベル高)

「選択捕獲」
(問題個体やオス)



捕獲方法を使い分ける（篠山市事例）

大型わな(2基)



小型わな(35基)



	小型わな	大型わな	銃器	合計
H25年度	6	0	0	6
H26年度	38	10	7	55
H27年度	27	11	0	38
H28年度(5月末)	6	28	0	34

効果的に捕獲するためのポイント

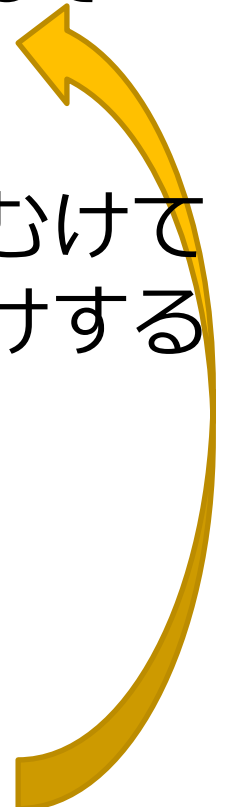
○必ずサルが通る場所に檻を設置する

サルが行かない場所では絶対につかまらない。安心してリラックスして食べれる場所を選ぶ

○しっかりと餌付けをする

怪しい檻の中に入れるために

冬にむけて
餌付けする



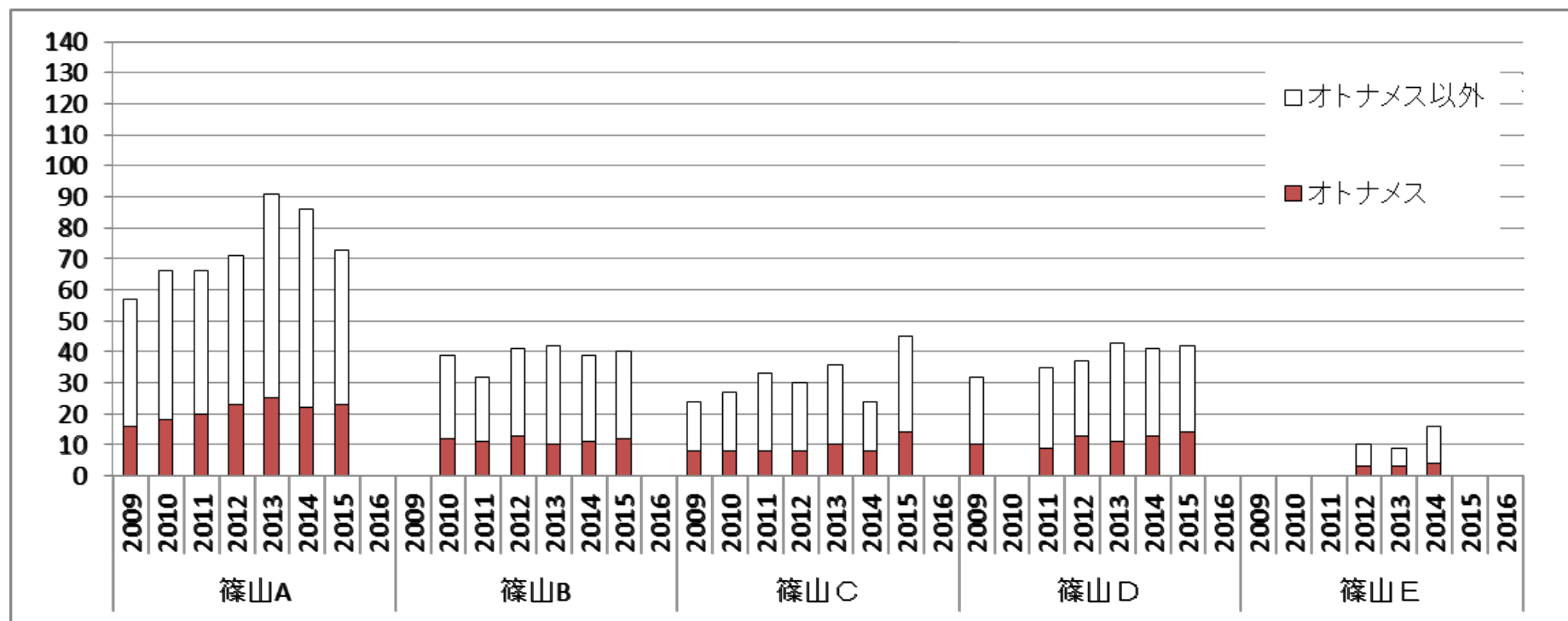
① 新鮮で美味しそうな餌を使う

② 檻の中だけに①がある状態にする

I. 檻の外で餌を食べれない状態にする

II. 周辺に餌のない季節に捕獲する

捕獲の成果を「見える化」する



新生児保有率0.63

新生児保有率0.70

新生児保有率0.43

新生児保有率0.49

新生児保有率0.28

住民主体の対策推進のために

○住民への普及計画の策定

- 研修会の企画・実施（6W1H）
- モデル圃場での実証（電気柵）
- モデル集落での実証（工サ量低減・追い払い）
- 希望集落への指導
- 補助事業の実施

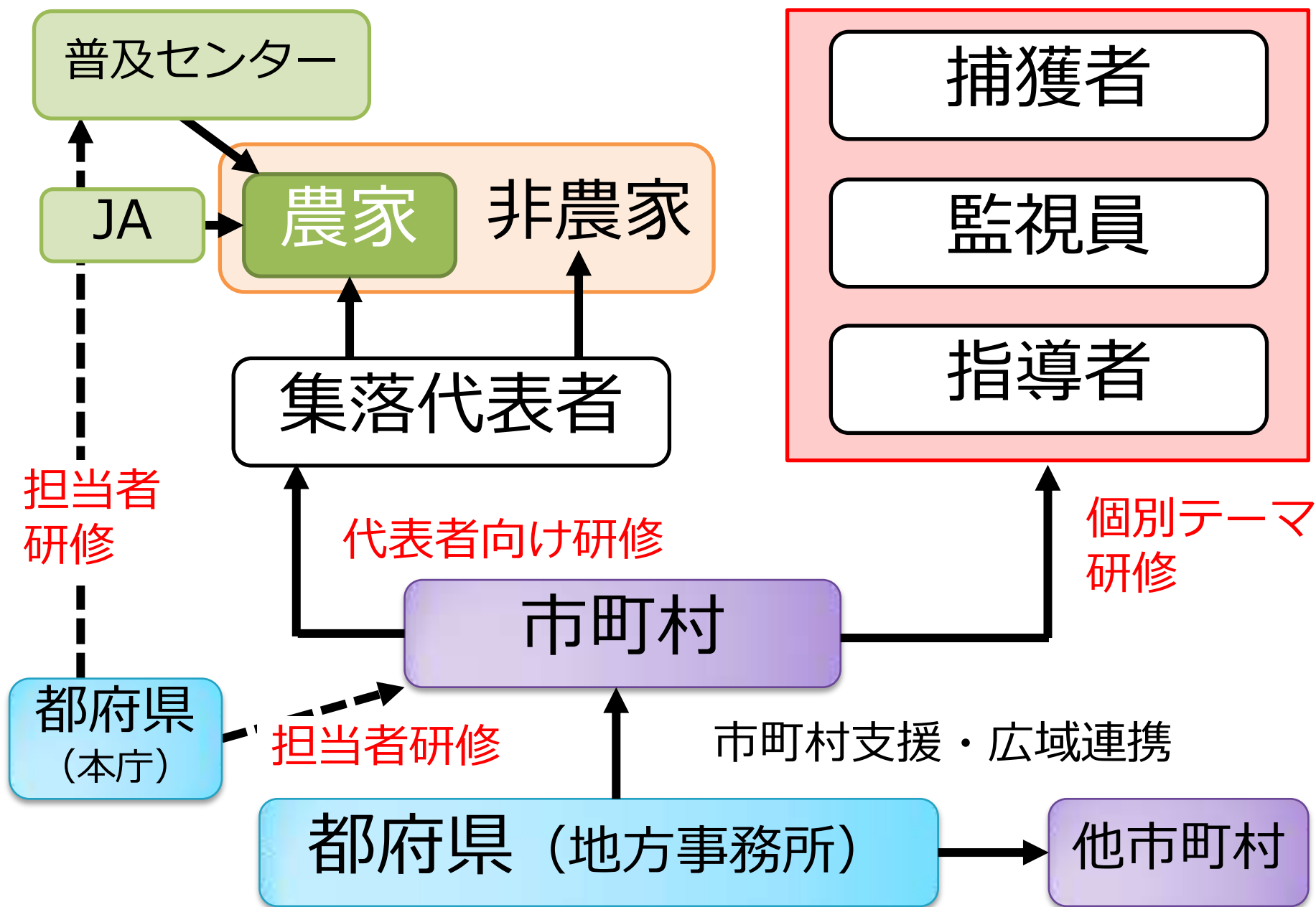
○群れ位置情報の共有化

○集落間連携の促進、広域連携

○地域リーダー等人材育成プログラム

○獣害対策で地域活性化モデルの育成

誰が誰に何を普及する必要があるか？



誰に誰が何をどのように普及する必要があるか？ (6W1Hで考える)

誰に(Whom)	誰が(Who)	何を(What)	どのように(How)	Why When where
集落代表者	市	集落での獣害対策体制の整備 対策の進め方	代表者向け研修会 モデル集落づくり 補助事業	
農家	集落代表者 (市) JA・普及セ	有効な防護柵の設置 メンテナンス	集落学習会 モデル圃場	
集落住民	集落代表者 (市)	餌資源の低減 協力的な追い払い	集落学習会 出前講座	
捕獲者 監視員 指導者	市(県) ※雇用主	効果的な捕獲 サル調査方法 住民指導方法	個別テーマ研修	
市町村担当者 普及センター JA職員	県や国	住民指導方法 捕獲・普及計画立案 適正な技術選択	初任者研修 スキルアップ研修	

住民（代表者）向け研修会で 伝えるべきこと（準備しておくこと）

○役割分担

- とくに行政の役割の説明

○捕獲方針・実績

- 方針・結果の「見える化」

○守るための具体的な技術

- わかりやすい方法をシンプルに

○住民対策の支援メニュー

- 「やる気」を試行に移す支援

守るための具体的な技術をモデル実証 (わかりやすい方法)

○農地を守る方法

→ 効果的な防護柵の設置

○集落を守る方法

-
- ① 餌資源の低減
 - ② 組織的な追い払い

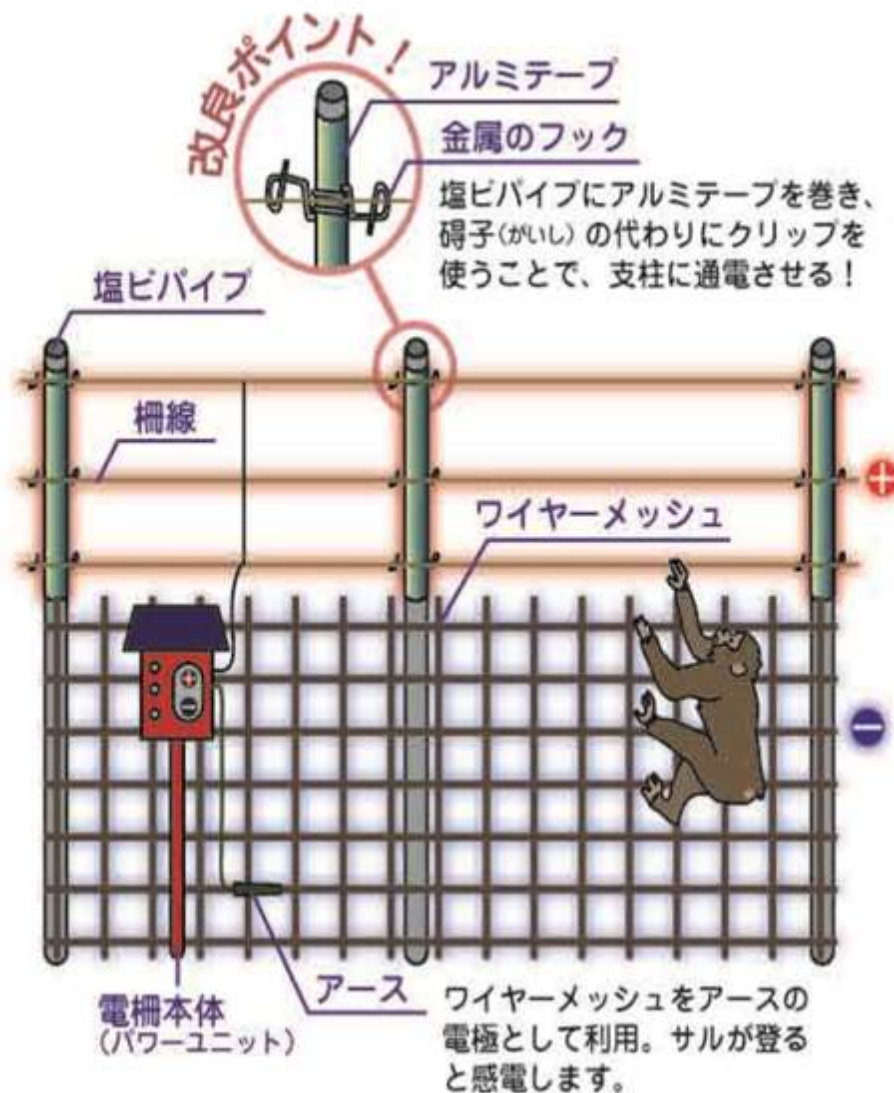


サルにも有効な多獣種対応電気柵

香美町考案

通電式支柱「おじろ用心棒」

鳥取県開発「シシ垣くん」を改良

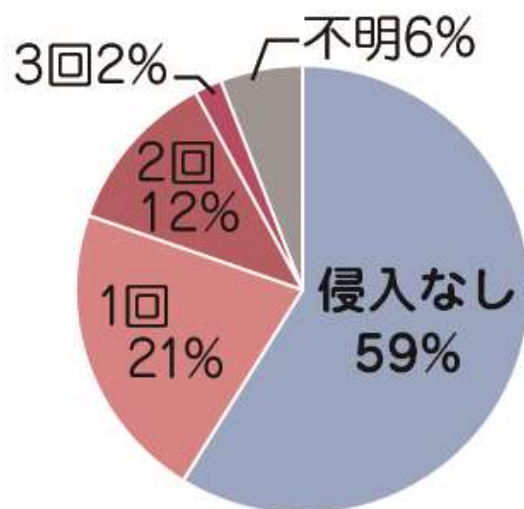


柵の効果

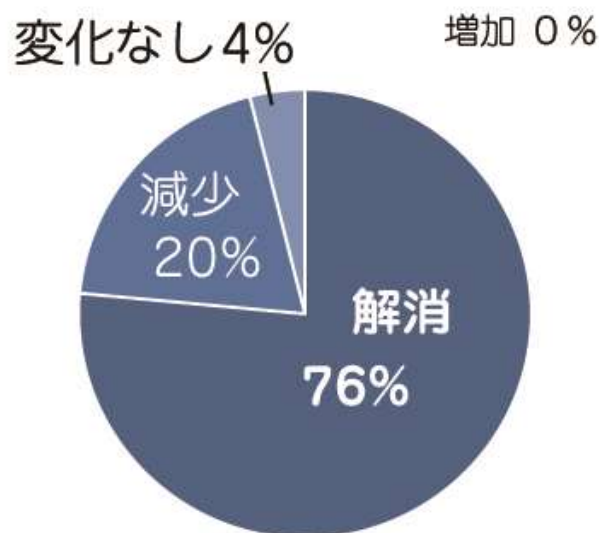
香美町で「サル用通電式ワイヤーメッシュ柵」を設置した農家の方 49 名にアンケート調査を実施しました。

柵を設置したあと

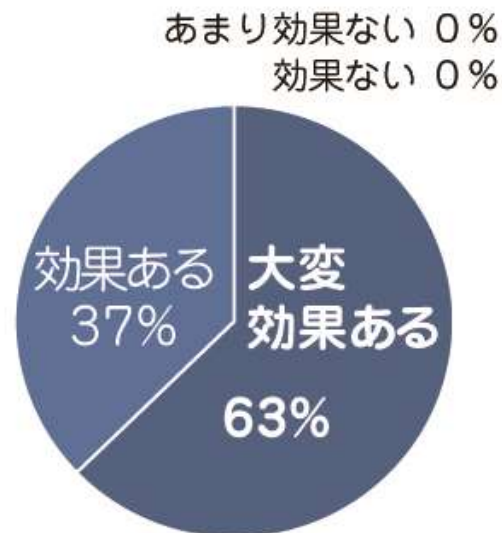
サルの侵入はありますか？



被害はどうなりましたか？



効果はどうですか？



柵を設置した後に、数回侵入された方がいるものの、ほとんどの農地で被害が解消し、全ての方が効果を実感していることがわかりました。

補助事業で柵の設置を進める場合

①適切な設置の仕方

②設置後のメンテナンス

を事前情報として提供しておく

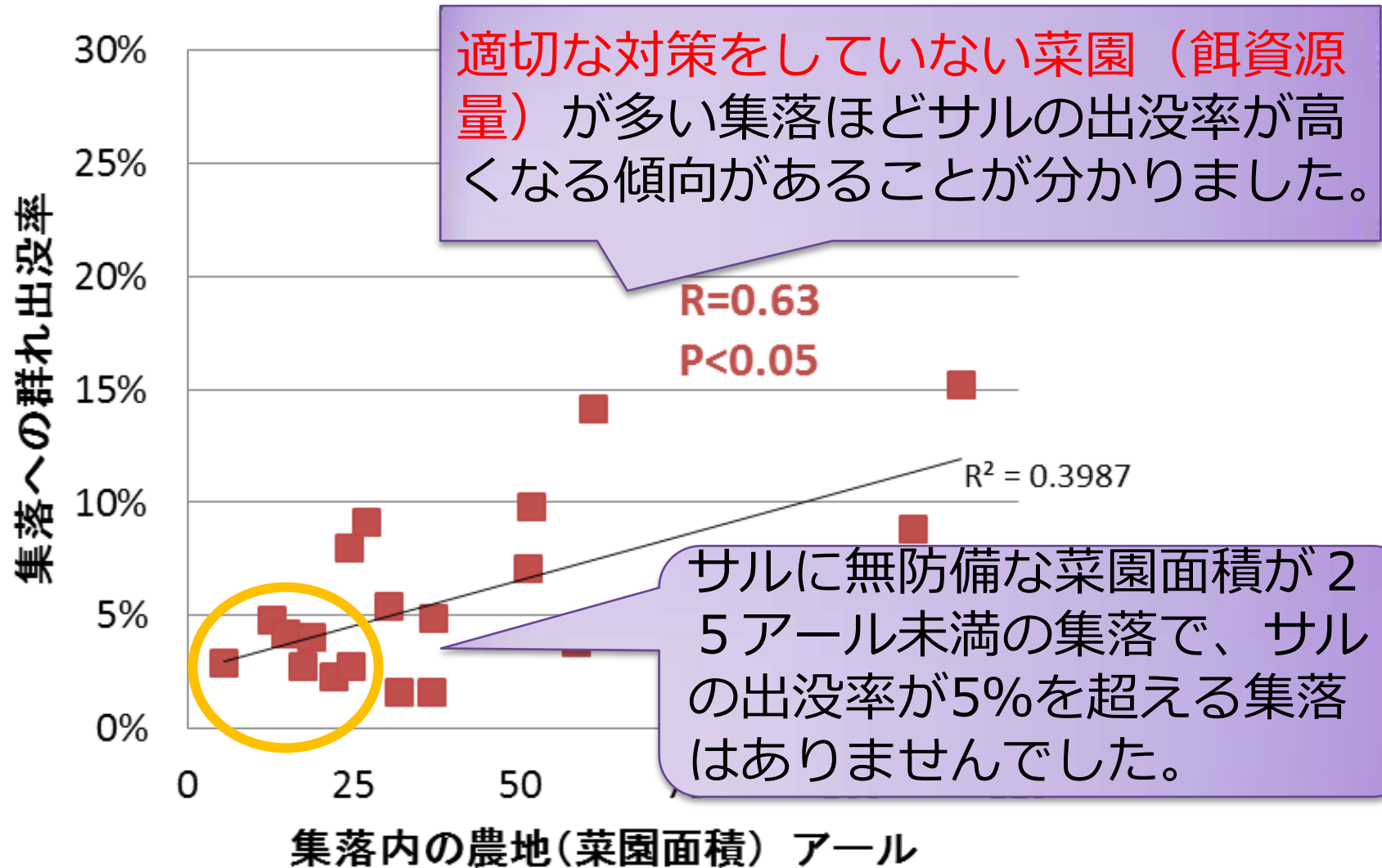
集落を守る方法①

集落で食べさせない

(目的 = 餌をなくすと出没回数が減
るというモデル集落をつくる)

サルがよく出没するのはどんな集落？

(夏期の菜園が主な餌資源となっている場合)





豊岡市城崎町来日（H21～森林動物研究センターサル対策モデル集落
H22但馬県民局集落ぐるみの対策モデル事業）

既存の電気柵点検



電気柵のモデル設置



学習会・追い払い研修

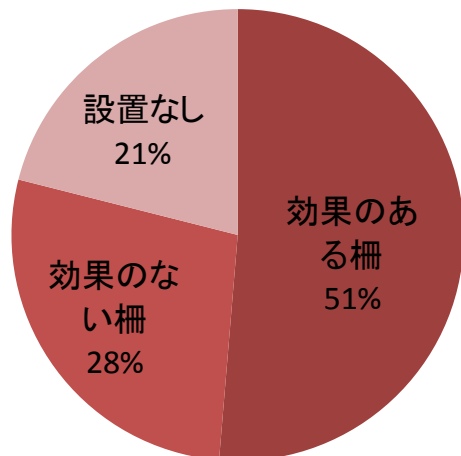


集落学習会・追い払い研修会等
を2年間にわたり5回実施
対策への共通理解を深める

豊岡市城崎町K集落

エサを減らすとあまり
執着しなくなる

防護柵の設置率(2011年)



追い払いの効果が出
やすくなる！！

25%

20%

15%

10%

5%

0%

2009年

2010年

2011年

集落へのサルの出没率



集落を守る方法②

組織的な追い払いで
対応するモデル集落を作る

集落ぐるみの追い払い —効果をあげるための5か条—

1. サルの接近を把握し、待ち構えて追い払う。
2. 集落内で連絡をとりあってできるだけ多くの人で。
3. 個別に追い払うのではなく、サルが出没した箇所に集まってその日の追い払い作戦をたてる。
4. 無理に「追い返す」のではなく、いつものルートを見極めて「追い送る」
5. 群れが集落から出ていくのを確認して終了する

道具ではなく人が出ていることが大事



サルの出没を集落内に知らせる



至近距離でサルを痛めつける



当たれば威力大。竹林では竹に当たって効果が高まる？



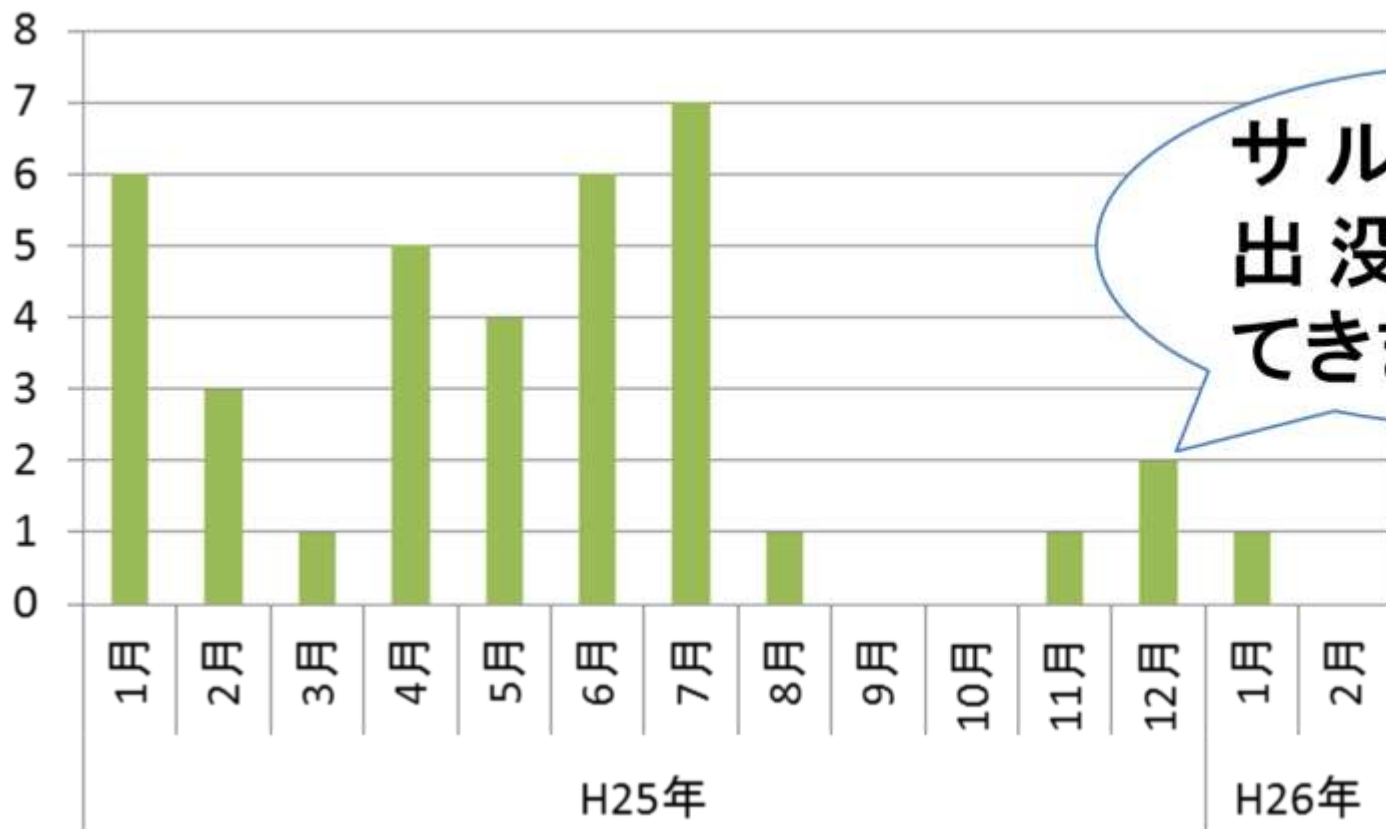
電動ガンの届かないサルに向かって放って嫌がらせ

集落で受信機とアンテナを使って追っ払い



効果的な追い払いによって集落への 出没を抑制できる

集落へのサルの訪問回数の変化



サルの群れの
出没が減少し
てきました

モデル集落は活用してこそ

- 「モデル」を作ることが目的となっていないか？
- 何のモデルが分類する
- 困っている集落とマッチングさせる
- 足りない項目のモデルを育成する
- 実はモデルはすでにある？

希望集落への指導（事例：兵庫県篠山市）

出前講座（追い払い・電気柵管理等）の開催



内容

- ①専門家による研修（座学）
- ②追い払い技術指導（屋外、写真）
- ③作戦会議

工サ量低減（防護柵）？ or 追い払い？ （地域条件・出没状況をふまえた提案を）

まずは、群れの行動圏や頭数、行動圏に占める集落の位置などの情報を整理します

人家の分散程度が少ない



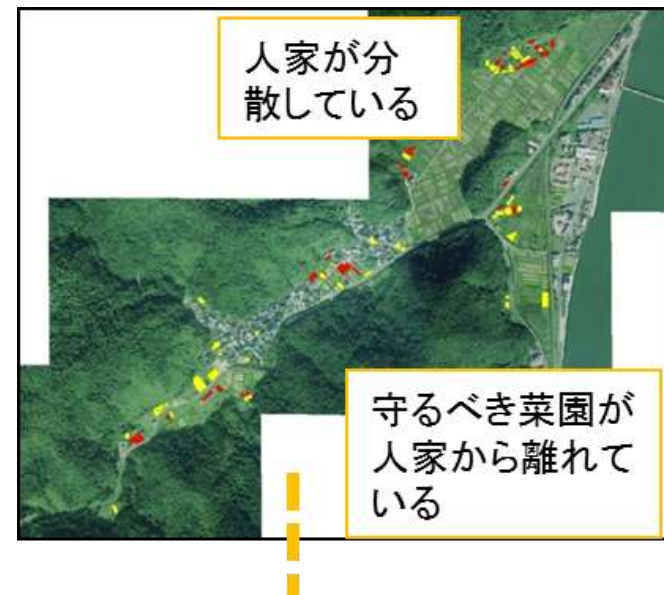
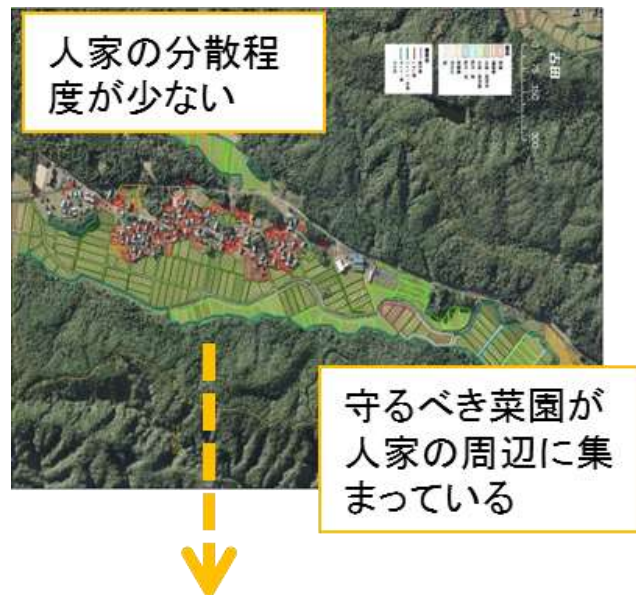
守るべき菜園が人家の周辺に集まっている



人家が分散している



守るべき菜園が人家から離れている



1 集落が行動圏の周辺部、農地や人家が集約的に存在、集落のまとまりが良いといった条件の場合

集落ぐるみの追い払いを先ず実行する→追い払いが間に合わないところを適切な防護柵で守る

2 集落が行動域の中心部、エサ量が多い、人家や農地が分散しているといった、追い払いだけでは困難な条件の場合

適切な防護柵によるエサ資源の削減→集落ぐるみの追い払いを組み合わせる

補助事業はきっかけ！

目的ではなく手段として
集落に働きかける
集落をまとめる

そのための補助要件を検討する

サル位置情報を共有する



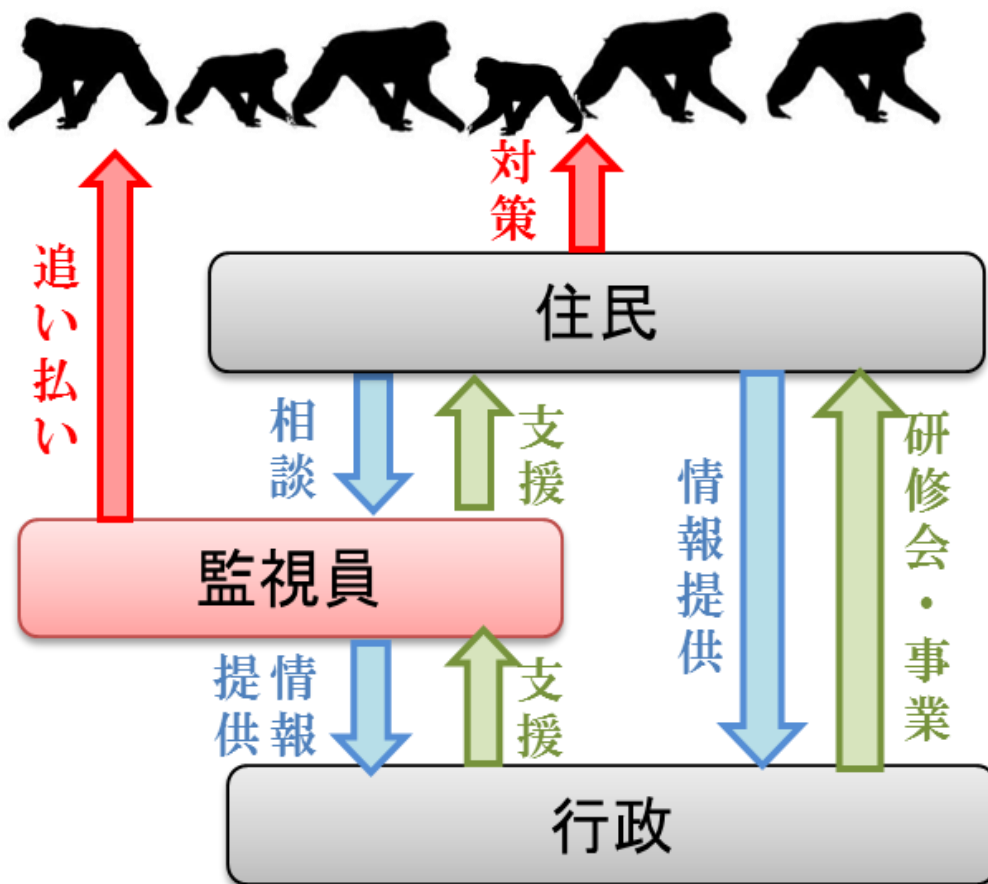
群れを監視し、
地域を守る

サルの群れの位置情報をメールで共有



- ◎ 1日1～2回の定時連絡（メール）
近くだと…警戒 遠くだと…安心
- ◎ 追い払いなど対策は集落主体で

サル監視員の設置（兵庫県）



業務内容

- ① 追い払い
- ② 住民への位置情報の連絡
- ③ 捕獲（一部地域）
- ④ 地域に密着した指導
- ⑤ モニタリングのためのデータ収集

どんな人になってもらうのが良いか 地域に密着した指導が必要

- 効果的な追い払い
- 有効な電気柵の紹介
- 誘引物管理等の指導

- 相談相手
- 不満解消
- 住民要望や情報収集



現場の課題がフィードバックされるしくみへ (サル監視員ミーティングの実施：篠山市)

- ・ 出沒被害状況の情報交換・収集
- ・ 課題の対処法の検討
- ・ 住民説明方針の確認
- ・ 必要な指導資料
(パンフ等) 提供

市・県・ほか関係機関
の協働による管理の推
進体制構築へ



群れごとの連絡会議（篠山市）で 集落間連携の促進 & 双方向コミュニケーション



出前講座＝個別集落

セカンドステップ
連絡会議＝複数集落

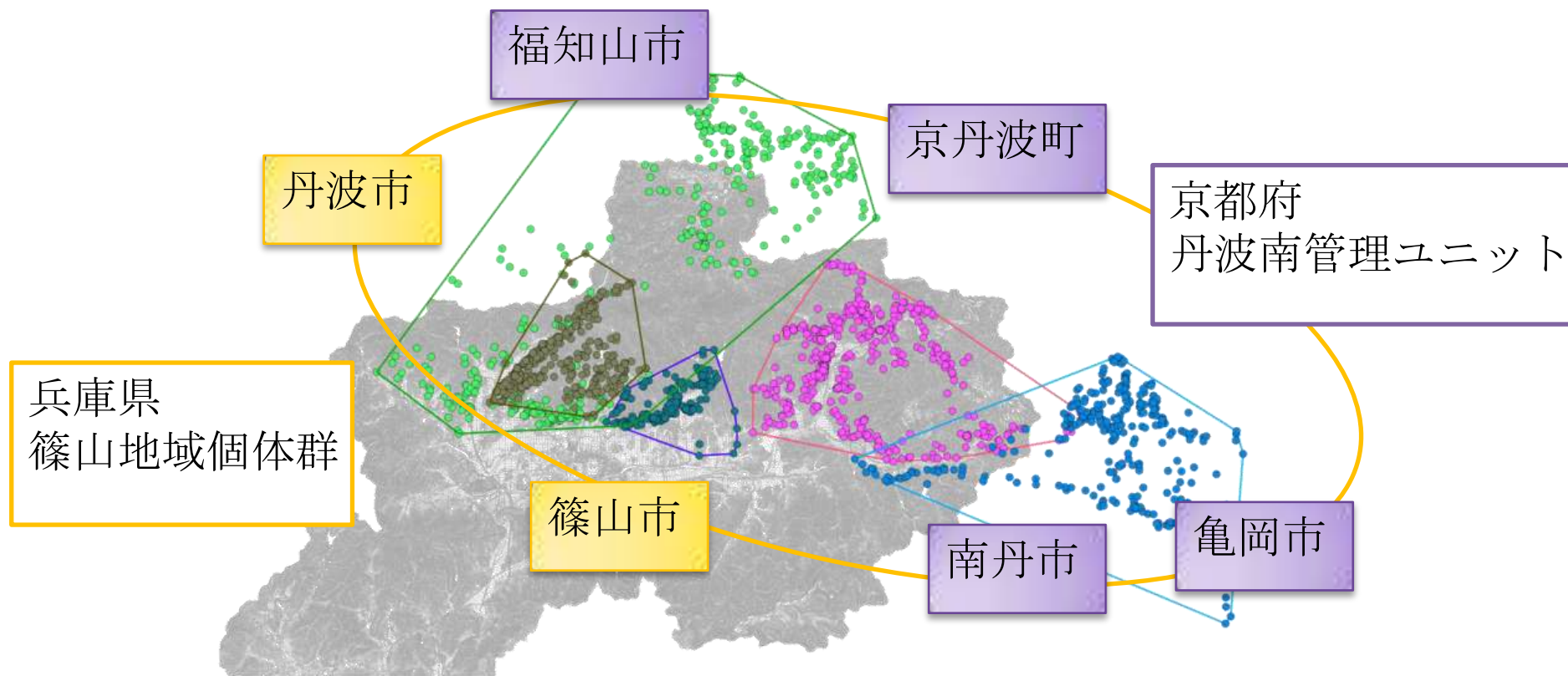


集落間が連携した
追い払いを促進し
地区単位での追い
払いにつなげる

集落間連携（校区・まちづくり協議会単位）の追い払い体制を考える

- ①群れの路線図を用いた連絡網を用いる
- ②まち協等の単位の追い払いの可能性

県域・市町村域をまたいだ広域連携へ（検討中）

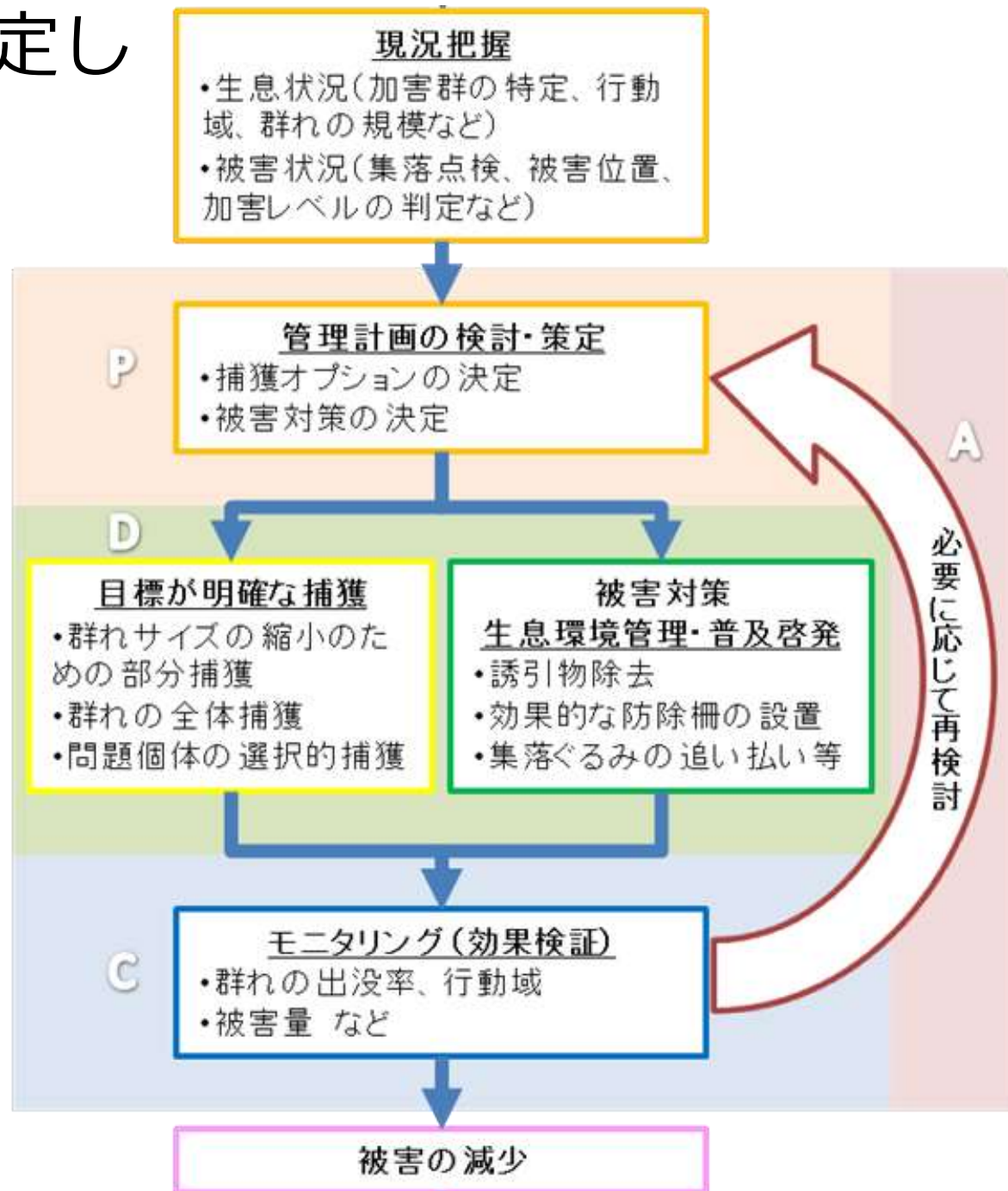


目的：市町・府県域をまたがり広域に行動するサル群に対し、これまでの成果をふまえ各市町が連携して広域的・一体的に取り組むを行うことで、サル管理の効率化を図る。具体的には以下の利点がある。

- ①サル監視活動の効率化・負担の分散化
- ②広域的な視点での捕獲・被害対策活動の推進および成果の共有
- ③NPOによる専門技術の活用
(監視員活動、出前講座、捕獲、計画策定における技術支援・相談対応)

統合的な計画を策定し PDCAで進める

- この体制を築いてれば、地域住民の皆さんも納得！？
- 他の先進地の事例や専門家のノウハウを取り入れる



民間業者にアウトソーシングできる業務

1. 群れ把握のための出没カレンダー調査
2. 電波発信機の装着
3. サル個体数のカウント
4. 群れ捕獲・部分捕獲・選択捕獲
5. 加害レベル判定
6. 研修会企画
7. 効果的な電気柵のモデル圃場実証
8. 集落単位の指導（出前講座）
9. モデル集落の育成
10. 群れの位置情報の共有システムの提案
11. 人材育成プログラムの企画・運営
12. 計画立案・コンサルティング全般

実績のある
民間業者

さともんで
請負可能な
業務

（無料相談1回
対応可）

特措法の交付金を効果的に活用

鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣被害防止総合対策交付金

【平成28年度予算概算決定額:9,500(9,500)百万円】

【平成27年度補正予算:1,200百万円】

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止のための取組や施設の整備、ジビエ活用の取組等を支援します。

ハード対策

○侵入防止柵等の被害防止施設

※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。

○鳥獣の食肉(ジビエ)等への処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設(射撃場)

【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

【交付率】

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内。その他、条件により、一部定額支援あり)



侵入防止柵



処理加工施設



捕獲技術高度化施設

ソフト対策

○鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動

(※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援(市町村当たり200万円以内等))

○捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた新技術実証

(※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援)

○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組

(※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援)

○捕獲活動経費の直接支援

(※獣種等に応じて捕獲1頭当たり8,000円以内等を支援)

○鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等のための研修

(※定額支援)

○ジビエの流通量の確保や需要拡大のための普及啓発活動、関係者間の情報共有等の取組(新規)

(※ジビエコンソーシアムの取組に対して定額支援)

【事業実施主体】

地域協議会、民間団体 等

【交付率】

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件により、一部定額支援あり)



捕獲機材の導入



実施隊への研修



ジビエ活用の推進

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（6ページ）

第3 交付率

1 要綱別表1の交付率欄の交付率及び同欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定める被害防止活動推進の限度額は、次に掲げるとおりとする。

（1）被害緊急対応型にあつては、被害防止活動推進に要する経費の1／2以内とするが、実施隊が行う事業内容欄の1の（1）の②から⑥までの取組に要する経費については1市町村当たりの限度額として、次に掲げるとおり定額補助できるものとする。

ア 捕獲の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村の限度額は1,000千円以内とする。

イ 捕獲の有資格者が20名以上存在する実施隊を有する市町村の限度額は3,000千円以内とする。

ウ 上記ア及びイ以外の実施隊を有する市町村の限度額は2,000千円以内と

する

エ 事業内容欄の1の（1）の⑤の取組に要する経費については、上記アからウの限度額に1,000千円以内を加算できるものとする。

オ 事業内容欄の1の（1）の⑥の取組に要する経費については、上記アからウの限度額に他地域に居住する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、市町村が定める被害防止計画に基づく有害捕獲活動を実施する者一人当たりに対して100千円以内を加算できるものとする。ただし、1,000千円を上限とする。

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（4ページ）

- (4) 事業内容欄の1の(1)の④「生息環境管理」については、牛の放牧等による農地等の周辺における緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を実施できるものとする。
- (5) 事業内容欄の1の(1)の⑤の「サル複合対策」については、ニホンザルを対象獣種とし、加害群等の生息状況調査を行った上で、サルの群れごとに、捕獲活動、追い払い、追い上げ、侵入防止、技術実証及び生息環境管理（緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い等）の取組の中から2つ以上の取組をパッケージとして効果的に組み合わせて行うものとする。
- (6) 事業内容欄の1の(1)の⑥の「他地域人材活用」については、都市部等の他地域に居住かつ勤務する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、有害捕獲活動を2回以上行うものとする。

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（6ページ）

2 補助対象経費

推進事業の補助対象となる経費は、本事業に直接要する別表3に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

3 事業の委託

事業実施主体は、要綱別表1の事業内容の欄の1の推進事業の一部を他のもの（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にする

さいごに：二ホンザルの管理

○初期対応が重要

- 放っておけば行動がエスカレートし加害レベルが進行し、被害が深刻化する。
- 個体数も増える。

○被害が深刻化している場合

- 早急に具体的かつ効果的な計画立案が必要
- 各関係機関の果たす役割について理解を共有し、協力体制を築きあげることが必要

地域の状況に応じて計画していく

今日の話（サル対策を効果的に進めるための行政の役割）

1. 捕獲計画（方針）と実績を明示しながら
2. 住民主体の対策を支援する
（市町村の役割・都府県の役割）

地域実施計画（地域条件にあわせて）



捕獲計画

- 群れ数の把握
 - 発信器の装着
 - 個体数の把握
 - 加害レベルの把握
- ↓
- 捕獲方針・目標の策定
 - 捕獲手法の選択
 - 捕獲実績の共有

対策普及計画

- 普及計画の策定
 - ・ 研修会企画・実施
 - ・ モデル圃場での実証
 - ・ モデル集落での実証
 - ・ 希望集落への指導
- 群れ位置情報の共有化
- 集落間連携の促進、広域連携
- 地域リーダー等人材育成
- 地域活性化モデルの育成

「捕獲」は対策を
進めるチャンス

ご清聴ありがとうございました。



情報会員（無料）募集中

<http://satomon.jp/>
info@satomon.jp

獣害対策に取り組む地域向けに獣害対策
お役立ち情報も発信していきます。

（さともんHPから登録できます）